

桃生中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、決して許されるものではない。しかし、いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題は、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対応し、さらに再発防止に努めていかななければならない。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

とりわけ、「いじめを生まない学級づくり」を目指し、教育活動全体を通じて、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に取り組んでいく必要がある。

桃生中学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）13条の規定及び国、宮城県、石巻市のいじめ防止等のための基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止のための基本方針を策定した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに関する基本認識

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を確認するとともに表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やス

ポークラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

第2章 いじめ対策の組織

1 いじめ問題対策委員会の構成員

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。構成員は以下のとおりとする。

<学校の教職員>

○校長、教頭、教務主任、いじめ・不登校対策担当、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教育相談担当教員、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）

<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者>※必要に応じて

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員等

<保護者や地域住民等>※必要に応じて

○保護者の代表（PTA役員等） ○生徒の代表（生徒会役員等）

○地域住民 ○主任児童委員 ○民生児童委員

2 いじめ問題対策委員会の役割

<役割>

○本校いじめ防止基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○いじめであるかどうかの判断を行うために、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があったときには、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

第3章 未然防止の取り組み

1 いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

○職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。

○全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

2 いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動、MLAなどの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りによどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

3 いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。さらに、生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

4 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

5 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒

がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

第4章 早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外に関わらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

〈実態把握、情報共有〉

- 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- 個人ノートや班ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 月に1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- いじめ発見のためのチェックシートを活用する。
- 発見の体制が適切に機能しているかなどをいじめ問題に対する日常の取組やいじめを認知したときの対応のチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。
- 二者面談、三者面談期間を設定し、交友関係や悩みを把握する。
- 年に2回、全校生徒を対象としてアセスを実施し、学習や生活への適応感を探る。
- 週1回の生徒指導部会で、生徒の様子を確認し、必要に応じて全職員で情報を共有する。

第5章 早期対応の在り方

1 いじめを発見・通報したときの対応

(1) 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(3) 警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、いじめの背景にある様々な要因に対応するために児童相談所との連携を図る。

2 いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

(1) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

(2) 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

(3) 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度^{*1}を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

(4) 支援等の継続

いじめの解消については、

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の2点が認められた場合とする。

①については、いじめに係る行為が止んでいる期間が（少なくとも3カ月を目安として）は様子を見て、再発の恐れがないことを確認する。

②については、被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないか、面談により確認する。

- ①、②が認められない場合には、引き続き必要な支援を継続する。

^{*1} 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

(1) 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(2) 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒*2を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

*2 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学(公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

4 いじめが起きた集団への働き掛け

(1) 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間作り活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

(2) 望ましい集団作り

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめには関わっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を採るに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) ネットパトロール^{*3}と情報モラル教育^{*4}

早期発見の観点から、県教育委員会や市教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

^{*3} ネットパトロール(H21.5.1 高校教育課事業) ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

^{*4} 情報モラル教育 県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設(H21～)し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

第4章 重大事態への対処

1 事実関係を明確にするための調査の実施

○「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○学校は、市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は市教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

④ 調査を行うに当たっては、市教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

○これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市町村長への報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通じて市長に送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモを取る。

(2) マスコミへの対応

マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

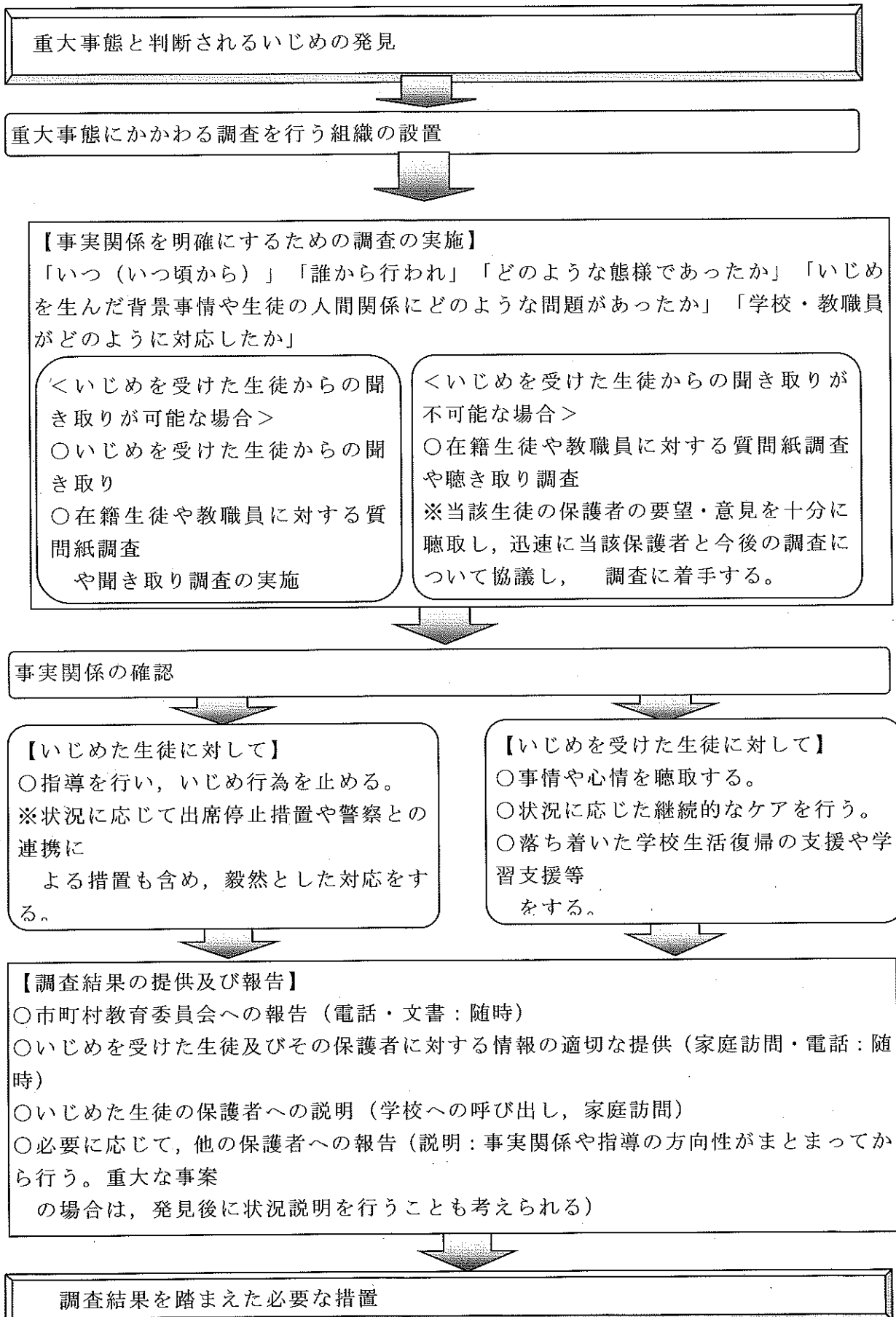
(3) その他

○生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市教育委員会を通して要請する。

○調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

<事実関係を明確にするための調査のフロー>

※重大事態への対処の取組の流れを図式化したもの



〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

生徒の抱える問題を早期に把握し、迅速に対応できるよう、定期的に学校生活アンケート等を実施する。

1 対象

中学校1～3学年

2 実施について

(1) 実施方法

アンケートは記名とし、月1回原則第1週目に実施する。

(2) アンケートの様式

<p>学校生活アンケート</p> <p>_____年 組 (男 ・ 女) _____ 月 _____ 日</p> <p>このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。</p> <p>1 学校が楽しいですか。 ア. 楽しい イ. ふつう ウ. 楽しくない</p> <p>2 今、先生に相談したいことがありますか。 ア. ある イ. ない</p> <p>3 今、だれかにいじめられていますか。 ア. いる イ. いない ウ. 答えられない</p> <p>4 このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 ア. ある イ. ない</p>
--

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」または「答えられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

桃生中学校生活アンケート

組		番号		氏名	
---	--	----	--	----	--

次の質問を読み、あなた自身に当てはまる方の記号を「○」でかこみ、空らんに入しましょう。

Q1 あなたは、4月以降、桃生中学校の友達から、いじめや嫌がらせを受けたことがありますか。【いじめとは、あなたの心と体が傷つくことだけでなく、物やお金をとられたり、かくされたりすることなどもふくみます。】

ア. ある イ. ない

いつ頃(から)	だれから	どんなこと

Q2 あなたは、4月以降、桃生中学校の友達にいじめや嫌がらせをしたことはありますか。

ア. ある イ. ない

いつ頃(から)	だれに	どんなこと

そのとき、あなたはどのようなことを感じましたか(考えましたか)。

Q3 あなたは、4月以降、桃生中学校で友達がいじめられたり、嫌がらせを受けている場面を見たり、聞いたりしたことはありますか。

ア. ある イ. ない

いつ頃(から)	だれが	だれに	どんなこと

Q4 Q3で「ア. ある」と答えた人は、どのようなことを感じ（考え）ましたか。
そして、その時（または、その後）どう行動しましたか。

感じたこと・考えたこと	行動

Q5 あなたは、いじめや嫌がらせ、悪口、悪ふざけといった問題を解決するには、どうしたらよいと思いますか。その方法を具体的に書いてください。

Q6 心配事や悩んでいること、不安に感じていることなどがあったら書いてください。

Q7 あなたは、4月以降、桃生中学校以外の生徒からいじめを受けた、あるいは桃生中学校以外の生徒をいじめたことはありますか。

ア. どちらもある イ. いじめを受けた ウ. いじめた エ. どちらもない

いつ頃（から）	だれから・だれに	どんなこと

Q8 心配事や悩みごとがあるとき、または不安を感じたとき、あなたはだれに相談していますか（当てはまるものをいくつか選んでもかまいません）。

1. 親 2. 兄弟（姉妹） 3. 祖父母 4. 学校の先生
5. 塾の先生や家庭教師 6. 友達
7. その他（具体的に；

) 以上で終了です。

〈資料2〉 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近付くと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがるらない。		
友人関係	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいてねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
なかなか寝付けない。			

〈資料3〉 教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見チェックシート（教師用）（Aシート）

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
休み時間	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
	教室や廊下で、一人であることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。		
給食時間	グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
清掃時間	特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
帰りの会	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
	特定の生徒の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
部活動等	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
	一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人である。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）（Bシート）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声を掛け、生徒の良いところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業作りに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションを取っている。	
	家庭と連携しながら、生徒の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
	生徒会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
生徒に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見ると、教室以外での生徒の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており、生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
指導体制	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
学校外連携	生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
学校外連携	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）（Cシート）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制の下、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

〈資料4〉いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<p>■学校間，学年間の情報交換 A票の引継ぎ</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認</p> <p>○学級開き，人間関係作り，学級のルール作り</p> <p>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</p> <p>○学校生活アンケート</p>	<p>生徒指導 全体協議会</p> <p>学級活動 学年PTA</p>	<p>・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。</p> <p>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</p>
5月	<p>○行事等を通じた人間関係作り</p> <p>○話し合い活動「学級生活の見直し」</p> <p>○人権教室</p> <p>○学校生活アンケート</p>	<p>学級活動 人権教室</p>	<p>・人権感覚を高める。</p>
6月	<p>○学校生活アンケート</p>		<p>・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。</p>
7月	<p>○学校評価の実施（生徒・保護者）</p> <p>○教育相談の実施</p> <p>○情報モラル研修会</p>	<p>三者面談</p>	<p>・いじめ対策を点検する。</p>
8月	<p>○夏休み明けの生徒の変化の把握</p>		
9月	<p>○夏休み明けの教育相談の実施（必要に応じて）</p> <p>○行事等を通じた人間関係作り</p> <p>○携帯電話所持率調査（第1回）</p>	<p>運動会</p>	<p>・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。</p>
10月	<p>○行事等を通じた人間関係作り</p> <p>○学校生活アンケート</p>	<p>文化祭等</p>	<p>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</p>
11月	<p>○教育相談の実施</p> <p>○学校生活アンケート</p>	<p>二者面談</p>	<p>・生徒の人間関係の変化に留意する。</p>
12月	<p>○学校評価の実施（生徒・保護者）</p> <p>○学校生活アンケート</p>	<p>三者面談</p>	<p>・いじめ対策を点検する。</p>
1月	<p>○冬休み明けの生徒の変化の把握</p> <p>○携帯電話所持率調査（第2回）</p>		<p>・生徒の変化を確認する。</p>
2月	<p>○学校生活アンケート</p>		<p>・人間関係の不安解消への対応を考える。</p>
3月	<p>■記録の整理，引継資料の作成</p> <p>■小中事務引き継ぎ会の開催</p>	<p>小中事務 引き継ぎ会</p>	<p>・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料作りを行う。</p>

〈資料5〉 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」
 「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

令和 年 月 日
 時刻： 時 分から
 時 分まで

場所：
 記録者：
 同席者：

年 組 氏名 _____

〈された場面〉

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか 誰にどんなことを言われたか ※そのときの気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

場所：
記録者：
同席者：

年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>